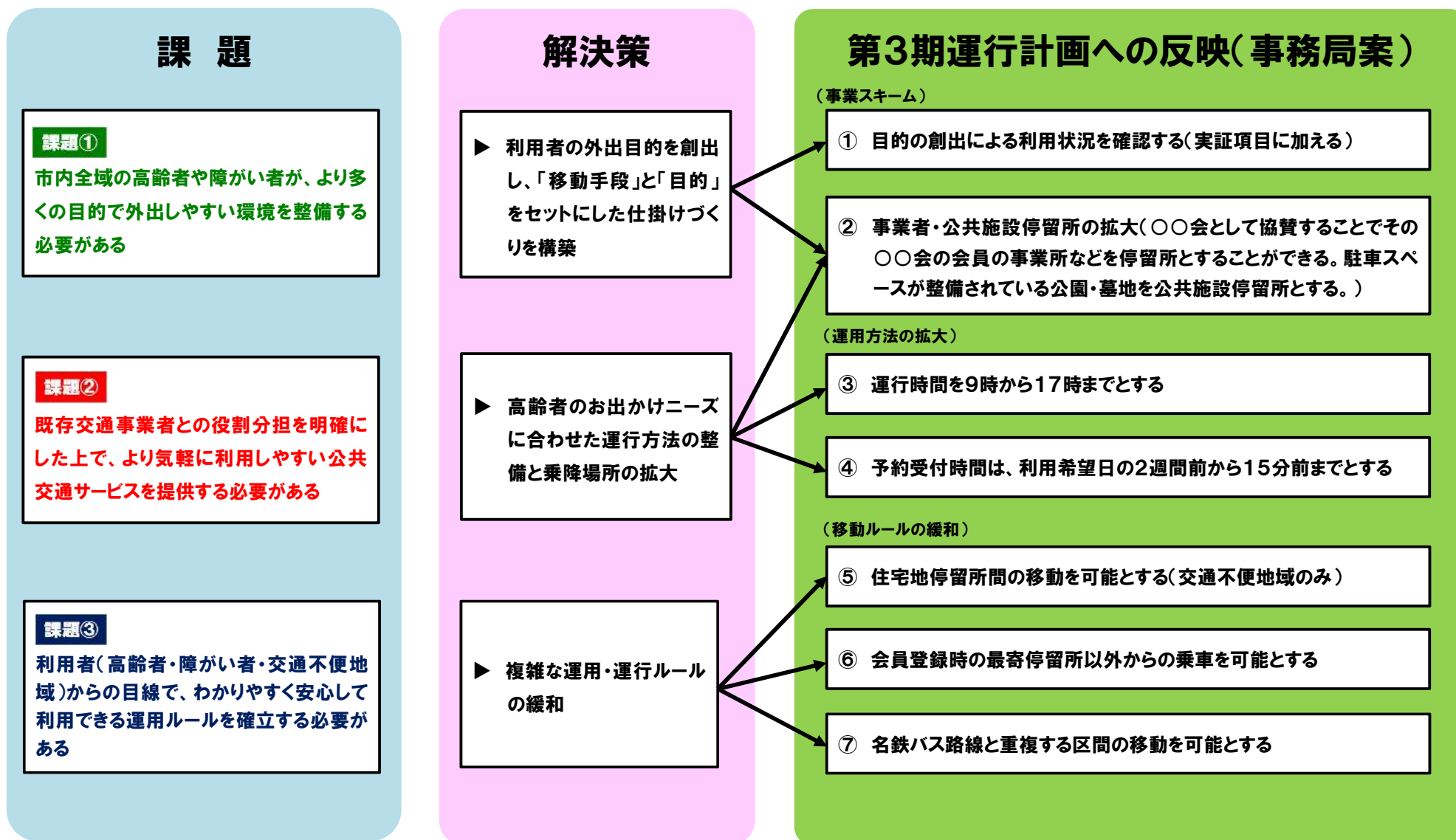


「チョイソコとよあけ」実証実験第3期運行計画策定に向けた課題整理と解決策

「チョイソコとよあけ」実証実験第1期運行計画の実証実験結果から見えてきた課題とその課題を解決する方策を以下に示します。

▼ 図 第3期運行計画に向けた課題整理と解決策（事務局案）



第3期運行計画策定に向けた課題整理と解決策（事務局案）に対する

チョイソコ部会での検討結果

① 目的の創出による利用状況を確認する（実証項目に加える）。

○

【事務局】 チョイソコとよあけは、通院や買い物をするための単なるお出かけの手段ではなく、特に高齢者の健康増進の目的を達成するための“仕掛け”である「移動手段+目的」をセットにした利用価値を高めることが必要であり、お出かけ先の目的を創出することが重要であると提案。

【結論】 目的の創出による利用者の変化を検証するため、第3期運行計画内「第6章 実証実験の検証項目」に目的の創出による利用状況の変動を追記することとする。

② 事業者・公共施設停留所の拡大（〇〇会として協賛することでその〇〇会の会員の事業所などを停留所とすることができる。駐車スペースが整備されている公園・墓地を公共施設停留所とする。）

○

【事務局】 チョイソコとよあけの安定・持続的な事業運営を目指すには、目的地である事業者停留所の拡大と目的の多様化による利用者の増加が必要だと考えている。事業者停留所の拡大については、頻繁に停留所の増減が発生しないような仕組みづくりを、目的の多様化については、グループインタビュー内でもあったお墓参り目的の墓苑やウォーキング等運動目的の公園などを目的地として設定する必要があると提案。

また、「利用したいが近くに停留所がないので使えない」といった意見が多く聞かれること、また、地域で高齢者のお出かけの“足”を支える仕組みづくりを構築をすることを目的として、将来的には「自治会停留所」を設け、「利用者」「事業者」「行政」に「地域」を加えた4者でチョイソコとよあけ事業を支える形を、とよあけモデルとして確立したいことも併せて提案。

【結論】 事業者停留所については、一事業所からの加入だけではなく、大元の団体（例：医師会、商工会、理容組合等）に加入してもらうことで、団体に所属している事業者に停留所を置くことができる仕組みを設け、同内容を第3期運行計画内

(2) 事業者停留所に追記することとする。

目的の多様化については、今後、墓苑や大規模な公園（ウォーキングコースが整備されている公園）を公共施設停留所として拡大していく方針とする。ただし、停留所としての墓苑及び公園の選定をまだ行っていないため、選定し次第チョイソコ部会にて協議を行うこととする。

「自治会停留所」については、まだ構想段階であり住宅地停留所との棲み分けや運用ルールなど詳しい内容が未決定であるため、停留所設置の可否も含めて、今後、チョイソコ部会にて協議を行うこととする。

③ 運行時間を9時から17時までとする。

×

【事務局】利用者からの声として、通院の午後診療が16時以降のところが多いため、運行時間を17時までとしてほしい旨の要望が多いことから、16時から17時間の需要が本当にあるかどうかを検証するため、運行時間を17時までとする内容を提案。

【結論】運行時間の拡大については、運行事業者との調整、時間拡大によるコスト増等、精査すべき課題が多数あることから、第3期運行計画には反映せず、第2期と同様に午前9時から16時までの運行とし、引き続き運行時間拡大について検討を行うこととする。

④ 予約受付時間は、利用希望日の2週間前から15分前までとする。

○

【事務局】これまでの予約システム及びオペレーターの運用実績から、15分前の予約でも配車対応ができること、また、予約開始時期を延ばすことについても問題ないことから、予約受付時間の拡大を提案。

【結論】予約受付時間を利用希望日の2週間前から15分前までに変更することとする。

⑤ 住宅地停留所間の移動を可能とする（交通不便地域のみ）。

○

⑥ 会員登録時の最寄停留所以外からの乗車を可能とする。

○

【事務局】交通不便地域（特に沓掛地域）においては、チョイソコとよあけはひまわりバスに代わる移動の足としての役割を担わせていることから、住宅地停留所間の

移動ができないということは、これまでひまわりバスで可能であった移動ができなくなっている。少なくとも交通不便地域内に限っては、従前のひまわりバスと同様の移動ができるような運用とする必要があると提案。

【結 論】第3期運行計画内においては、住宅地停留所間の移動及び会員登録時の最寄停留所以外からの乗車を可能とすることとする。

⑦ 名鉄バス路線と重複する区間の移動を可能とする。

×

【事務局】第1期運行計画の実証実験結果及び名鉄バスの利用状況から、重複区間のチョイソコ移動が名鉄バス路線に与える影響は少ないと判断し、第1期時の運用である名鉄バス路線と重複する区間の移動については、名鉄バスの利用を案内したうえで、それでもチョイソコの利用を希望する場合には、チョイソコとよあけの予約を受け付けるものとする運用を提案。

【結 論】名鉄バスの利用を案内することは、既存公共交通の利用促進やチョイソコとよあけの運行効率の観点から必要である。また、チョイソコを他市町で拡大していくことを考えた時に、地域によっては、重複区間が長くなり、名鉄バスとチョイソコの運賃格差が大きくなると、必然的に利用者がチョイソコに流れてしまう。このため、運用ルールとして固めるためにも、豊明団地線及び吉池団地線と重複する移動については第2期と同様に名鉄バスの利用を案内し、チョイソコとよあけは受け付けない。

<その他>

○「交通不便地域会員」の年齢設定について

【事務局】⑤⑥で提案した、チョイソコとよあけはひまわりバスに代わる移動の足としての役割を担わせていることを考えると、18歳未満の利用もできなければならないため、年齢の下限を撤廃したい。

【結 論】18歳未満についても会員登録及び利用を可能とする。